

令和4年度 スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金の概要

宮城県建築住宅センターは、家庭における二酸化炭素排出量の一層の削減、及び災害時にも電気や熱を確保できる住まい(スマートエネルギー住宅)の普及を図るため、以下の補助対象設備等の導入又は施工をする方に対して、その費用の一部を補助します。

みやぎ環境税活用事業

1 補助対象設備等

補助対象設備等		補助額・率
創エネ	①太陽光発電システム	4万円/件
	②地中熱ヒートポンプシステム	補助対象経費の1/5(上限50万円)
蓄エネ	③蓄電池	6万円/件
	④V2H(住宅用外部給電機器)	6万円/件
省エネ	⑤家庭用燃料電池(エネファーム)	10万円/件
	⑥既存住宅省エネルギー改修	改修部位・範囲により 2千円~10万円
	⑦みやぎゼロエネルギー住宅【新メニュー】	40万円/件

2 補助対象者

次の(1)から(4)までの全てを満たす方

(1)宮城県内に住所を有する個人

(法人又は個人事業主(以下、「法人等」という)の代表者が居住する住宅に限り、法人等の名義で申請することもできます。)

(2)全ての県税に未納がないこと

(3)暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しないこと

(4)太陽光発電システムの場合、「みやぎスマエネ倶楽部」に入会申込すること

3 基準日と募集期間

募集区分	対象となる基準日※1の期間	受付期間(12日間)	予算額※2
一次募集	令和3年12月1日 ~令和4年4月30日	令和4年5月16日(月)~5月27日(金)	109,536,000円
二次募集	令和4年5月1日~8月31日	令和4年8月29日(月)~9月9日(金)	86,064,000円
三次募集	令和4年9月1日~11月30日	令和4年11月28日(月)~12月9日(金)	65,200,000円

※1 基準日とは、太陽光は電力受給開始日、省エネ改修及び地中熱は工事完了日、その他の設備等は引渡日を指します(特例あり)。基準日に対応する受付期間にしか申込みができませんので、必ず申込みの前に基準日をご確認ください。

※2 各募集区分の申請総額が予算額を上回った場合は、抽選により交付対象者を決定いたします。

お申込みの前に必ず手引きをお読みいただき、申込金額等申込内容に間違いがないことをご確認ください。

補助金の申請先・お問い合わせは

(一財)宮城県建築住宅センター 住宅保証課

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1-20 ふるさとビル6階

TEL 022-265-3605 FAX 022-213-2789

ウェブサイト <https://www.mkj.or.jp> メールアドレス sumaene@mkj.or.jp

令和3年度からの変更点(概要)

申請区分等	令和3年度の内容	令和4年度の内容
補助内容	太陽光発電(ZEH型):8万円/件 エネファーム:12万円/件	太陽光発電(ZEH型):廃止 みやぎゼロエネルギー住宅:40万円/件(新設) エネファーム:10万円/件
太陽光	【提出書類】 ・パワコンの写真について、提出枚数の指定無し。 ・申請住宅以外に太陽光パネルを設置する場合に単線結線図を提出。	【提出書類】 ・パワコンを複数台設置した場合、全てのパワコンの写真等を提出。 ・左記に加え、パネルの増設の場合にも単線結線図を提出。(既存の設備を確認するため) ・新築住宅の引渡日が4年度の基準日に該当し、かつ、受給開始日が3年度の基準日に該当する場合の特例を新設。
蓄電池 V2H エネファーム 地中熱	・基準日は保証書に記載された引渡日で判断。(地中熱除く) 【提出書類】 ・保証書	・基準日は引渡証明書に記載された設備等の引渡日で判断。(地中熱除く) ・基準日の判断資料の変更に伴い、保証書に記載された引渡日が4年度の基準日に該当し、かつ、設備等の引渡日が3年度の基準日に該当する場合の特例を新設。 【提出書類】 ・引渡しを証明する書類(または参考様式6)
省エネ改修	【提出書類】 ・窓等について、グリーン住宅ポイントの証明書またはカタログ等により基準適合と判断した場合は、確認した書類等を提出。 ・断熱材の出荷証明書について、出荷量の単位の指定無し。	・別紙判断基準の変更(地域区分の変更は無し) 【提出書類】 ・左記に加え、基準値の確認方法として別紙判断基準を用いた場合には、該当する欄を明示した別紙判断基準の提出が必要。 ・断熱材の出荷証明書について、出荷量はm ³ 数換算を明示する。(ケース量のみ記載は不可)